

平成30年度 いじめ防止基本方針

新上五島町若松中央小学校

長崎県いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法

新上五島町いじめ防止基本方針

長崎県新上五島町の基本方針
○ いじめ問題への対策を社会総がかりで進め、いじめ防止、いじめの早期発見、いじめへの対処、家庭や地域・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容等を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。

いじめに対する本校の基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。したがって、本校では、すべての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係の児童はいない。」との基本認識に立ち、「すべての子どもがいじめのない明るく楽しい学校生活を生き生きと送ることができる。」ように、「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止等のための対策を講じる。

(1) 教職員がもつべき基本認識

- ①いじめは、どの児童にも、どの学校・学級にも起こり得る。
- ②いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違いである。
- ⑤いじめは、教職員の児童観や日々の指導の在り方が問われる問題である。
- ⑥いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって、一過性ではなく継続して取り組むべき問題である。

(2) いじめ防止のための基本姿勢

- ①いじめを許さない、見過ごさない、生まない土壌づくりを組織的・計画的に進める。
- ②児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、定期的・日常的な様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。
- ⑥研修（児童理解、学級経営、いじめ問題等）を通して、教職員としての資質向上を図る。

いじめ見逃し「0」の実現

【いじめ未然防止のための取組】

- 「心を込めた挨拶」「言葉の醸成」に取り組み、人権尊重教育を充実させます。
- 道徳教育の充実を図り、道徳的実践の指導を充実します。
- 「命を大切に」教育を推進します。

【いじめ早期発見のための取組】

- 生活アンケートや教育相談を定期的に行います。
- 教職員の資質向上を図り、児童の小さな変化も見逃しません。
- 教職員がいつでも情報を共有し、全教職員で児童を見守ります。

【いじめ早期解決のための取組】

- 事実確認を迅速に行い、組織的に対応します。
- いじめられた児童、いじめた児童、周りの児童、それぞれに対し、適切な指導をします。
- 保護者へきちんと説明し、対応します。
- 専門家との連携を図ります。

【PTA等との連携】

- 学校での児童の様子を知らせる等、家庭との信頼関係構築に努めます。
- 学級懇談会等でいじめ防止の連携を強化します。

【いじめ対策委員会】

- 学校基本方針に基づき、取組の計画の作成・実行・検証・修正を行います。
- いじめに係る情報があった場合は、会議を開き組織的に対応します。

【関係機関との連携】

- 重篤ないじめの場合は、教育委員会へ報告し、必要な支援を受けます。
- 犯罪として認められる場合は、警察署へ相談し、対応します。

◆いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等との一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

◆いじめ解消の要件

- (要件1) いじめに係る行為が止んでいること — 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- (要件2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと — いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。